

金融庁電子申請・届出システム（旧システム）の受付終了について

金融庁の電子申請・届出システムについては、現在、e-Govを利用して申請・届出を行うシステム（以下「旧システム」という。）と令和3年6月に運用を開始したシステム（以下「新システム」という。）が併存していますが、令和4年10月14日（金）をもって旧システムでの受付を終了いたしますので、各業界団体等におかれましては、下記について傘下の金融機関等に周知をお願いいたします。

なお、本件は金融庁が所管する手続の申請・届出に関する連絡で、他省庁が所管する手続の申請・届出については引き続きe-Govは利用可能です。

記

1. 旧システムでの受付終了日時

令和4年10月14日（金）17時45分

2. 新システムの利用に関する関連情報について

（1）新システムにおいて利用可能な手続

新システムにおいて利用可能な手続の情報を以下に掲載しています。

金融庁ホームページ(<https://www.fsa.go.jp/index.html>)

- 右側メニュー「申請・届出・照会」
 - 「オンラインでの行政手続きについて」
 - 「金融庁手続に関する情報」
 - 電子申請・届出システムで利用可能な手続一覧

（2）令和4年10月15日（土）以降に新システムで利用可能となる手続

別紙の手続については、令和4年10月15日（土）から新システムでの利用を開始いたします。

（参考）旧システムが対象としている手続のシステム毎の利用スケジュール

	令和4年10月					
	13日(木)	14日(金)	15日(土)	16日(日)	17日(月)	18日(火)
2.（1）の手続	旧システムで利用可		△ システム停止（受付終了）			
	新システムで利用可					
2.（2）の手続 （別紙の手続）	旧システムで利用可		△ システム停止（受付終了）			
		利用開始	△	新システムで利用可		

※ 新システムの利用に当たっては、gBizID プライムの取得が必要となりますので、準備をお願いいたします。

gBizID サイト : <https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>

<関連通知>

令和3年3月31日公表

「金融庁電子申請・届出システムの利用等について ― gBizID取得のお願い ―」

<https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20210331-2.html>

<利用ガイド>

金融庁ホームページ(<https://www.fsa.go.jp/index.html>)

― 右側メニュー「申請・届出・照会」

― 「オンラインでの行政手続きについて」

― 「利用ガイド」

― 電子申請・届出システム：利用ガイド

【お問い合わせ先】

金融庁総合政策局秘書課情報化統括室 電子申請システム担当

TEL : 03-3506-6000 内線 (5379、5377、2680)

(以上)

(別紙) 令和4年10月15日(土)以降に新システムで利用可能となる手続

根拠法令	旧システム上の手続名称
保険業法第276条 (第280条第1項)	協会による生命保険募集人の登録、変更、廃業等の届出(協会による生命保険募集人の登録の届出)
金融商品取引法第64条第3項	登録金融機関の外務員の登録
金融商品取引法第64条の4	登録金融機関の外務員の登録事項の変更届出(登録を受けている外務員について金融商品取引法第64条第3項第3号イ又はロに掲げる事項に変更があったとき)
金融商品取引法第64条の4	登録金融機関の外務員の登録事項の変更届出(登録を受けている外務員が、金融商品取引法第29条の4第1項第2号イに該当するおそれがあるものとして内閣府令で定める場合又は同項ロからりまでのいずれかに該当することとなったとき)
金融商品取引法第64条の4	登録金融機関の外務員の登録事項の変更届出(登録を受けている外務員について、退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき)
金融商品取引法第64条の4第1号	金融商品取引業者等の外務員の登録事項の変更等の届出(登録を受けている外務員について、金融商品取引法第64条第3項第3号イ又はロに掲げる事項に変更があったとき)
金融商品取引法第64条の4第2号及び第3号	金融商品取引業者等の外務員の登録事項の変更等の届出(登録を受けている外務員について、金融商品取引法第29条の4第1項第2号イに該当するおそれがあるものとして内閣府令で定める場合又は同号ロからりまでのいずれかに該当することとなったとき)
金融商品取引法第64条の4第4号	金融商品取引業者等の外務員の登録事項の変更等の届出(登録を受けている外務員について、退職その他の理由により外務員の職務を行わないこととなったとき)
金融商品取引法第64条第3項	金融商品取引業者等の外務員の登録